

## 第 4 日

1. 令和3年6月11日午前10時00分招集
2. 令和3年6月11日午前10時00分開会
3. 令和3年6月11日午前11時21分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 竹下 周三	6番 高木 洋一郎
7番 秋丸 要一	8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	12番 蒲池 恭一	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

11番 森 潤一郎
-----------
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働 和明	書記	西原 利沙
-------	-------	----	-------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高巢 泰廣	副町長	松尾 栄喜
教 育 長	岡本 貞三	総務課長	中嶋 光浩
総合支所長兼住民課長	上原 真二	会計管理者	泉 法子
まちづくり推進課長	石原 康司	税務住民課長	高木 浩昭
健康福祉課長	坂口 圭介	商工観光課長	大山 和説
建設課長	中嶋 啓晴	農林振興課長	富下 健次
農業委員会事務局長	松尾 修	学校教育課長	下津 隆晴
社会教育課長	前渕 康彦	病院事務部長	池上 圭造
特養施設長	樋口 幸広		
12. 議事日程
  - 日程第1 承認第1号 専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）
  - 日程第2 議案第40号 和水町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について
  - 日程第3 議案第41号 和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例の廃止について
  - 日程第4 議案第42号 令和3年度 和水町一般会計補正予算（第1号）
  - 日程第5 議案第43号 令和3年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

- 日程第6 議案第44号 令和3年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）  
日程第7 議案第45号 令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）  
日程第8 議案第46号 令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）  
日程第9 議案第47号 令和3年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号）  
日程第10 議案第48号 和水町手数料条例の一部改正について  
日程第11 報告第1号 令和2年度 和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
日程第12 報告第2号 令和2年度 和水町株式会社菊水ロマン館の決算報告について  
日程第13 閉会中の継続審査について  
日程第14 閉会中の継続調査について
- 

開議 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、森議員の欠席届が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

上程された議案に対する審議、採決となっております。

---

日程第1 承認第1号 専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、承認第1号「専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第1号「専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

---

日程第2 議案第40号 和水町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定につい

て

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、議案第40号「和水町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第40号「和水町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第41号 和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第41号「和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第41号「和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例の廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第42号 令和3年度 和水町一般会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、議案第42号「令和3年度和水町一般会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 1番、荒木です。

ページは、ページ数が18ページの元金償還金についてです。

3月定例会の折に反対討論しておりますが、償還金、今回このひもづきの予算、補正予算ということで、旧神尾小学校体育館建設に関わる地方債のですね、過疎債、これは過疎債でなかったのではないかなというふうに推測をしているところなんですけれども、今回の償還繰上によって、交付金の取扱いはどのようになって、

○議長（蒲池恭一君） 交付金の取扱いですか。

○1番（荒木宏太君） すみません、交付金の返還までの間の交付金の返還額といいますか、過疎債、起債によって返還されるべき金額残り約8年ほど償還の計画があったと思うんですが、それに伴う交付金の返還額というものがあると思うんですが、今、金額として、それがどのくらいあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫ですか、執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 今、御質問の件ですけれども、残りあと8年残っているところでございますけれども、こちらにつきましては、基準財政需要額のほうに算入をされているということで、毎年の元利償還金の措置の金額は出ておりません。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 出てないということですよ。大体その金額出るかな。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時6分

再開 午前10時8分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） この償還額につきましては、この償還する分に当たって7割を基準財需要額というところに算入しまして、それが交付税として返ってくるんですけども、その詳細の数字については分かりません。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 今、7割というような回答、そのぐらい大体返ってくるんじゃないかという答弁でしたが、今、金額を見ますと、一応、この元が3,661万円ということになっています。これの7割とすると、大体2,500万円程度、この償還期限までの間に返ってくる計算になるんじゃないかなというふうに推測するんですけれども、これについて施設が売却されなかった場合は、

そういった形の金額が出るということで認識、間違いなかったでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 基準需要額に算入するだけであって、7割返ってくるものではないということです。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 御理解いただけましたか。

ほかに質疑ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 3回目の質疑になります。最後になります。

それでは、今回一般会計補正予算において、別の話になるんですが、先般実施されております4月下旬だったと思うんですが、学校備品の販売会が実施されておりますが、その売上があったと思うんですが、その都度、そのときには領収証等が発生していると思います。実際のその合計金額はお幾らになるのでしょうか。

そして、今回、私ちょっと見落としかもしれませんが、こちらの補正予算の中に、どの部分に入っているのか。ちょっと気づきませんでしたので、御説明をお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時11分

再開 午前10時13分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） ただいまの荒木議員の御質問ですけど、今回の補正予算のほうには計上しておりません。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。

4点ほどお聞きいたします。

まず、ページ数13ページ、款4衛生費、項2保健衛生費、目2予防費、節の10の需用費114万4,000円、コロナ対策として上がっております。これは、全協の中では抗原検査キットの購入費として200セット分という説明であったと記憶をしておりますが、8日の日、4番議員の一般質問で町職員、幼稚園、保育園の園児、小・中学校の児童・生徒を対象とした抗原検査を実施する考えがあるかとの問いに対して、町長の答弁で児童・生徒数が約1,000名、キット代が1セット

3,000円、回数を2回とすると600万円程度かかるので実施予定は、今のところありませんという  
ような答弁であったと、また、これも記憶しております。

全協の説明どおりのキットの単価は、1セット5,200円の200セットなのか、それとも一般質問  
時の答弁の3,000円の380セットなのか、どちらの説明のキット購入になるのかをお尋ねいたしま  
す。

次に、ページ14ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目9土地改良事業費、節12委託料の  
ため池ハザードマップ作成業務委託料6,500万円であります。これは、県内に2,320か所の農業用  
のため池があり、3月末にそのうちの873か所を防災重点農業用ため池の指定の見直しが県で行  
われてると思います。我が町の重点農業ため池は、以前は33か所だったと思うけれども、この予  
算では32か所ということになっております。除外対象になったため池はどこのため池なのか。

3番目に、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、節18負担金補助金及び交付金5,162万  
1,000円のうちの時短営業協力負担金が337万1,000円とありますけれども、町内に該当する店舗  
数は何店舗なのか。

4番目に、ページ数18、款12公債費、項1公債費、目1元金、補正の財源内訳で特定財源その  
他3,661万2,000円、一般財源が三角の426万3,000円とありますけれども、これは1,000円以下の  
数値の切上げ切捨ての関係で、1,000円の位の数値には変動するということは認識をいたしてお  
りますけれども、全協での説明では、特定財源のその他の分が3,661万3,000円、一般財源分が赤  
三角の426万4,000円と、旧神尾小学校体育館の起債分であると説明を受けたところでありますけ  
れども、ここに申し上げます。その他の財源が1,000円単位が2、こっちは、この補正予算額  
の説明では、補正予算では2になっているけれども、全協での説明は3、同じく一般財源が3に  
対して4になっております。我々は、何の書類を信用していいのか。説明するぐらいの数値、整  
合性に欠けていると思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 池田議員の1点目の御質問でございます。

消耗品費の抗原検査キットの単価の違いでございます。確かに、全協のときは5,200円の200セ  
ットの114万4,000円とお伝えしながらも、一般質問の内容では3,000円を想定するということ状態  
のお話をさせていただきました。確かに、同じ金額で比較すべきところの御回答をするところ  
ではございましたけれども、抗原検査キットも結構開きがある単価がありまして、購入を予定して  
いるその5,200円の分が、当初の考えでこのくらいが妥当だろうというところの金額で計上させ  
ていただいておりますが、今回、一般質問の中でも3,000円の単価ということで、比較的安い、  
安く比較しても、そのくらいという形で、ちょっと表現上、間違っておりました。同じ単価で御  
回答すべきところだったと思っております。

購入に関してはですね、なるべく安く仕入れてですね、数多く備蓄したいと思っておりますの  
で、どうぞ、よろしく申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） 農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 池田議員からの防災重点ため池が、以前は33か所だったですけども、32になった、減少した箇所はどこかということで、地区名、ため池の名称まで言ったほうがよろしいですかね。名称だけでよろしいですか。

鯉子ため池になります。上津田地区になります。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 池田議員の質問にお答えをいたします。

こちらの該当する店舗の件数ですが、県のほうから前回、この時短営業に関する協力金の申請者数が根拠となっておりまして、前回の県への申請の店舗が20店舗ということで、今回も試算をしております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） それと全協の資料と提案されている数字が違うというところは、どうしますか。総務課長でいきます。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時21分

再開 午前10時44分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

5月18日の全員協議会の資料によりますと、繰上償還額は3,661万2,603円ということになっております。お手元の補正予算の6ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらのほうに、補正額の財源内訳としまして、今回、神尾小学校用地・建物1億700万円を充てております。下から2番、12公債費、こちらに特定財源その他として3,661万2,000円、一般財源がマイナス4,206万3,000円、こちらのほうは、当初一般財源で組んでおりましたけども、今回、神尾小学校の売却によるお金を充てておりますので、ここはマイナスとなっております。それに対応しまして、18ページの補正額の財源内訳が、その他が3,661万2,000円、一般財源がマイナス426万3,000円となっております。

補正額は、3,234万9,000円となっておりますので、全体総額としましては変わりはありません。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 保健衛生費のことですけれども、キット代はそれぞれ性能がいい、よくて安くなっているなら安いやつで購入するということでしたので、ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

これは、このキット代にはちょっと関係ありませんけれども、コロナ関係についてですね、ちょっと関連質問になるかと思いますが、7日から始まっているワクチン接種についてですね、県内45市町村だったかな。その中で8自治体が我が町と同様の指定日、日時指定をして、するというようなことを採用している。これは物すごく自分よかったと評価するところであります。なぜかという、やはり今、マスメディアで、本当に高齢者の方が予約券を取るのに一苦労されているという報道を見ますとですね、そういったことを回避するためにですね、日時指定をしたんじゃないかということで、物すごくよかったと、私も評価するところ。

それと、あと一つが、コールセンターの電話番号設置ですよ。うちは、普通ダイヤル設置になっていますね。それと、ほとんどの半数以上の自治体がナビダイヤルといわれる0570で設置しております。このナビダイヤルというのはですね、物すごく通話料が高くなるということをお聞きしておりますし、これは一つの事例でありますけれども、田舎に住んでいる両親のためにですね、都会に出ている息子さん、娘さんが電話予約をされたらと、そのとき通話料が1万8,000円払われたという事例もあるわけですよ。ナビダイヤルでは。そうすると、普通ダイヤルでは、そんなに通話料がかかることはないと思うんですけども、もう一歩ですね、ちょっと深く考えていただくならば、フリーダイヤル0120無料電話の設置をですね、されたならば、なお一層よかったんじゃないかなと。長洲町だけが、この0120のフリーダイヤルを設置しております。

行政の一つの大きな使命の中に、やはり弱者に寄り添うというのがですね、大きな使命の一つじゃないかなと思うわけですので、もう一歩ですね、気配り、心配りというような感じですね、弱者に寄り添った執行、行政を執り行っていただきたいということを、要望しておきたいと思えます。

それと、商工費についてお尋ねいたします。

今、熊本県に御存じのように蔓延防止措置というのが取られておいて、国のほうでもですね、昨日13日までの期限で解除をいたすということが決定したと思います。

それで、県は解除する前にですね、今後も熊本市内だけの酒類を提供する飲食店についてはですね、時短営業を月末まで継続してほしいというような考えでおられるみたいですね。

そこで、そのまた政策として、今、何か自分もこれ新聞で初めて知ったんですけども、山梨モデルというのがですね、あって、ステッカーを優良店というか、そこにステッカーを貼るというようなことをされているみたいですね、山梨モデルとして。それを熊本県も採用したいという考えでおられるみたいですね。

そして、山梨モデルの指定項目が何項目あるか分かりませんが、熊本県は38項目にわたって、その優良店の認証をして、そこに限って、そのステッカーを配布すると。それには飲食店のほうから申請が必要ということでもありますけれども、そのとき、ここ病院のクラスターもありましたけれども、そのほかにもですね、一、二例、コロナの感染者が確認されている状況が、今

の我が町の状況じゃないかと、現況じゃないかと思うわけですね。

それで、国のする蔓延防止措置は13日で解除されますけれども、我が町の独自対策としてですね、県がするステッカーを習得するための支援策として、町としては何か考えられておるのかどうかを、お聞きしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 池田議員の質問にお答えをいたします。

今、県のほうでですね、先ほど池田議員が申されました山梨モデルの認証制度の策定に向けて、今、取り組まれておりました、新聞報道等であっておりますが、また細かい要綱等につきましては、今の議会のほうでですね、県の議会のほうで議論されるというふうなことを聞いております。情報のみ、私どものほうに、今きている状況です。

それを受けて、町のほうで独自にというふうな制度等、今のところはですね、まだ、その検討の段階に入っておりません。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 3回目で、最後になりますけれども、ぜひですね、飲食店、酒類を提供される該当が20店舗あるということだったのでですね、ぜひ、町としてですね、やはりこういう状況で、物すごく経営的にも圧迫をされていると思うんですよね。だから、その飲食店に限ったことではありませんけれども、今後、検討して、そういったステッカーを県内の7,000店舗を目標にされていたと思うんですよね、県が。だから、我が町としてもですね、何とかそのワッペンというか、ステッカーを取得されて、経営の安定化につなげていかれるようなですね、支援策をぜひ取っていただきたいと思います。

それと、これはもう一つ、農林水産業のため池のことですけれども、ハザードマップは必要かも分かりませんが、今はもう従事者の方もですね、割と高齢化されていて、ハザードマップよりも、崩壊とか、いろいろな修繕する堤があると思うんですよね。だから、そっちの修繕費とか、改修費に何とか予算がつくようなですね、努力をしてほしいと思いますので、これは要望としてですね、事あるごとに、そういった点を要望していただくように要望して、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 答弁する。検討する。

執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 池田議員の御要望等をですね、今後検討させていただいて、町内にですね、たくさんの方が来られるようにできればなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） それではですね、8ページですね、不動産の収入のところですが、土地の、土地のですね、売却収入ですね、これが3,000万円、それと不動産の売却、これが7,700万円、この金額ですね、こことのですね、本契約はいつされる予定か。

それと、この代金はいつ頃入る見込みなのかを、質問いたします。

それと、もう一点ですね、歳出ですね。商工観光商工費ですね、14ページ、ハイレベル人材マッチング事業委託料300万円、これは肥後銀行様とですね、一応契約ということで、全協のほうでもですね、詳しく説明をしていただきましたが、今後ですね、この事業が承認後に始まると思えますが、応募者というかな。何か利用をなされる企業様、事業者様の見込みというかな。今後の見込み、何件ぐらい、何かそういう予定とか、見込みとか、見通しとか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの秋丸議員の御質問にお答えします。

今回の不動産の売却収入の件ですけど、こちらは齊木議員の一般質問のところでもありましたとおり、神尾小の分になりますが、6月中の本契約に向けて、今、準備のほうを進めているところでございます。

また、契約金のほうは、この契約日から30日以内に納付ということで取決めはしております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君）

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 秋丸議員の御質問にお答えいたします。

このハイレベル人材の事業に関しましてですね、事前にヒアリング等も行っております。その中で、手応えのあるといいますか、利用見込みというところで、今、こちらのほうでカウントをしているのが、約5件でございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木幸男です。

予算書10ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、12節委託料、ワンストップ特例申請にかかる書類保管業務委託料10万円、これの内容、効果、職員の働き方はどう変わるか。全協でも説明は受けていますので、簡潔明瞭にお答えください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の場合は、税の軽減を受けるために確定申告等をする必要があります。

しかし、ここにありますとおり、全協のほうで説明しましたとおり、このふるさと納税のワンストップ特例申請、これを利用しますと、税の申告をする必要がございません。

今回、この特例の業務を委託するというので、10万円のほうを今回、計上しております。

この委託の内容としましては、申請書が約、昨年の実績で2万通ほどが来ております。その2万通のやつを1か月間程度で書類の受付から保管までやっておりますので、今回はこの委託によりまして、1年間の書類の保管と書類のほうをスキャンしてですね、セキュリティのほうも確保した上で、1年間保管をしていただきます。そのあと、保管後の廃棄まで一連の業務を委託しますので、職員の業務の軽減にもつながりますし、ほかのふるさと納税の推進のほうにPRができる委託契約となると考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 再質問します。

ただいまの説明によると、このことによりふるさと納税の事務が効率化し、また、ひいては目標額、目標予算額6億円達成の手助けになるというふうに聞こえたんですが、間違いはないでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 今、議員のおっしゃったとおり、効率的な事業展開ができると思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3回目の質問です。

町長にお伺いします。

大きな花を咲かせるには、水をたくさんやらなければならないと、私は思っております。このふるさと納税目標予算額6億円、大変大きな額です。今の予算のようにこのふるさと納税の目標額達成のため、そのときに応じた効果的な予算をつけたり、外注したり、職員の働き方を考えて予算をつけるということは、もうちゅうちょなくやっていただきたいと、私は思っております。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時2分

再開 午前11時3分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊木議員の発言を許します。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木です。

3回目の質問を訂正させていただきます。

町長に要望させていただきます。

ふるさと納税6億円、目標予算額達成のため、先ほど申しましたとおり大きな花を咲かせるには、たくさん水をやらなければなりません。しっかりとこの目標額達成のために頑張っていたきたいと要望させていただきます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

4番 坂本君

○4番（坂本敏彦君） 4番、坂本です。

ページ数15ページ、7款商工費、1項商工費、2款商工業振興費の、こちらのほうにですね、248万3,000円、三加和温泉施設等工事ということで、温泉用のポンプだと理解をしたつもりでございすけれども、この経過年数と。

もう一つ、あと一点、3目の観光費の中の委託料ですね、62万7,000円、なごみんプロモーションビデオ制作委託料というところで上がっておりますけれども、この辺の具体的な使い方を、もう計画をされているのであれば、教えていただきたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） それでは、まず、坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目ですが、これは温泉用の加圧ポンプユニットのほうです。本機器を導入したのが、平成19年の9月でございます。現在14年が経過をしているというところです。

それから、2点目のなごみんのプロモーションビデオ制作委託料ですが、こちらのほうがですね、コロナ禍でなければですね、いろんなイベント等に出かけて、そして、なごみんの動きとか、健康体操みたいなですね、そういったものも披露して、皆さんにも覚えていただけるんじゃないかなろうかというふうに思っておりましたが、こういったコロナ禍の中でなかなか出る機会もないということで、なごみんのプロモーションを、例えば学校とか、保育園とか、そういったところにビデオを作ってですね、町内の方々にまずは見ていただきたいというところで、なごみんを広げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 加圧ポンプは言うた、言うた、ごめんなさい。

ほかに質疑ありませんか。

4番 坂本君

○4番（坂本敏彦君） 提案というような形でよろしいですか。

それではですね、3目のなごみんのプロモーションビデオというところで、今、御説明ありましたけれども、本当コロナ禍の中ですね、なかなか行事あたりが中止、延期になってしまって、なごみんの登場する場面が少なくなったと思いますので、ぜひ、せっかく作るのであればですね、皆さんに周知をしていただくような形で進めていただきたいと思います。もう以上、PRをですね、これまで以上にしていただきたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） ありがとうございます。とにかくですね、せっかくこのマスクットのなごみんがありますので、町内と言わず、町外までですね、しっかりと浸透できればなどというふうに思ひますので、頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行ひます。

議案第42号「令和3年度和水町一般会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第43号 令和3年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第43号「令和3年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行ひます。

議案第43号「令和3年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第44号 令和3年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第44号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第44号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第45号 令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第45号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第45号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第46号 令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第46号「令和3年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第46号「令和3年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第47号 令和3年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第47号「令和3年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第47号「令和3年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第48号 和水町手数料条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第48号「和水町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第48号「和水町手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 報告第1号 令和2年度 和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、報告第1号「令和2年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 報告第1号「令和2年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の御説明をいたします。

令和2年度和水町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

この繰越明許費繰越計算書は、地方自治法施行令第146条第2項において、繰越明許費にかかる歳出予算の経費を、翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議において、これを議会に報告しなければならないとなっており、令和3年3月定例会において、令和2年度和水町一般会計補正予算（第11号）で御承認いただいた繰越明許費について、繰り越しました事業名と翌年度繰越額の実績を繰越明許費繰越計算書にて御報告をさせていただくものでございます。

次のページを御覧ください。

左から予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額を記載してあります。その右側には財源内訳が記載してあります。

上から順に、事業名とその内容、繰越額のみを御説明いたします。

まず、コロナ対策事業費、企画費は移住定住支援センター分で2,814万2,000円です。

新型コロナワクチン接種体制確保事業は、マイナンバーとワクチン接種記録を関連づけて管理できるシステムの構築にかかる分で99万円です。

林業振興事務経費は、蜻浦線、日平線の林道間伐作業道工事分で199万7,000円です。

コロナ対策事業費、観光費は菊水ロマン館敷地内へのフリーWi-Fi設置工事分で1,818万

8,000円です。

土木費補助事業経費は、行政区及び小災害分で835万円です。

交付金修繕事業は、蛇田高野線の舗装修繕工事分で5,315万8,000円です。江田高野線整備事業1億1,319万3,000円です。岩線整備事業は、中岩工区分で4,347万円です。

河川維持管理経費は、簾置川、矢部谷川分で1,813万円です。

町急傾斜地崩壊防止事業は、東吉地区、久米野区、内田区に分で4,000万円です。

コロナ対策事業費、体育施設は総合グラウンドのジョギングコース外灯整備工事分で2,345万円です。

農地等災害復旧事業は、農地、道路、水道分で4億4,291万3,000円です。

林業施設災害復旧事業は、中和仁と岩の単県治山事業分で1,014万1,000円です。

公共土木施設災害復旧事業は、河川及び道路分で4億320万1,000円です。

町有財産災害復旧事業は、旧南小プール跡の法面災害復旧工事分で30万円です。

繰越額の合計は12億562万3,000円となります。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 本案について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号「令和2年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

---

#### 日程第12 報告第2号 令和2年度 和水町株式会社菊水ロマン館の決算報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、報告第2号「令和2年度和水町株式会社菊水ロマン館の決算報告について」を議題とします。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく、株式会社菊水ロマン館の決算状況は、先般行われた全員協議会での報告に代えさせていただきます。

---

#### 日程第13 閉会中の継続審査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第13「閉会中の継続審査について」を議題とします。

各委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 日程第14 閉会中の継続調査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大し、3回目の緊急事態宣言が東京、大阪、北海道、福岡など発令がされている状況です。

熊本県においても、蔓延防止等重点措置の適用を受けており、この有明管内でも飲食店に対する営業時間の短縮要請が出されているところであります。また、不要不急の外出自粛やイベント等の開催制限など厳しい要請と日常の犠牲を余儀なくされました。本町においても引き続き、しっかりと感染防止対策を取り、ワクチン接種を進め、一日も早くコロナ禍が終息することを祈るばかりです。

執行部におかれましては、住民の安心・安全を確保するため、引き続き十分な感染防止策を講じられますようお願い申し上げます。

今定例会においては、抗原検査を実施し、危機感を保ちながら各位の御理解と御協力を得ながら、開会から本日までの5日間、真剣な御審議をいただき、適切妥当な結論を得て、無事に終了することができましたことについて、衷心より御礼を申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

これをもちまして、令和3年第2回和水町議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

---

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員